

高等学校保護者の皆様へ

藤嶺学園藤沢高等学校

校長 林 学

就学支援金（高1～3年生7月以降分）オンライン手順および

多子世帯（年収約750～910万円前後世帯限定）の「健康保険証の写し」受付

初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。「就学支援金」についてご案内いたします。

① 【すでにマイナンバーを提出・登録している方へ】

▶ 変更がない場合は、今回何も手続きは不要です。（年収目安750万円～910万円未満の多子世帯の方以外は、提出していただく書類やオンライン手順はありません。）

▶ 去年1月1日と今年1月1日時点で、保護者の課税地（住民票を所有する市町村）に変更がある場合は、修正する必要がありますので、別途配信いたします Classi のアンケートに 7/8（火）厳守で全員必ずご回答ください。（単身赴任等で保護者の一部に変更がある場合や、今年1月1日時点で海外に在住している場合も修正が必要です。）

② 【生徒・保護者ともに神奈川県内在住、かつ世帯年収約750万円前後～910万円前後で、生徒本人含め扶養している＜生年月日＞平成14年4月2日以降の子どもが3人以上いる世帯の方へ】

▶ 「健康保険証またはマイナ保険証（表面・写真側）の写し」のご提出が必須要件となっております。

＜提出書類＞・別紙「健康保険証のコピー貼付台紙」の記入・貼付

（生徒本人含め23歳未満の扶養している子ども3人分の提出が必要です。

明らかに対象とならない場合は提出をご割愛ください。）

＜提出期限＞ **令和7年7月13日（日）** までにご投函いただき、

＜提出先＞ **高等学校事務室 佐藤あてに Web フォームまたは E メールまたはご郵送にてお送りください**（Web フォームはQRコードを、PDF 版様式は Classi または HP 在校生・保護者をご参照ください）。

＜封筒について＞ 任意の封筒に生徒氏名を記入し、封をしてください。



③ 【まだマイナンバーを提出・登録したことがない方へ】

▶ 所得制限が撤廃されるため、全員必ず行う作業「ログイン」「意向登録」「認定申請」があります。

7/8（火） 厳守でシステム（e-Shien）にログインして手続きを完了して下さい。今回は全員「申請する」にし、「認定申請」まで行ってください。

＜問合せ先＞ 藤嶺学園藤沢高等学校 事務室 佐藤

電話番号 0466-23-3150 Eメール jimu@tohrei-fujisawa.ed.jp

就学支援金(国補助)、学費補助金(県補助)の 意向登録(昨年や今年4月に申請しなかった方限定)・申請をお忘れなく！

授業料や入学金の保護者負担を軽減する制度です。

所得制限が撤廃されるため、学校が指定する期日までに、必ず「ログイン」「意向登録」「認定申請」ください。
(昨年や、今年4月に申請した方は今回手続きは必要ありません。※多子世帯の健康保険証貼付台紙のみ提出必要。)

補助対象となるかわからない場合でも、念のため申請されることをお勧めします。

【所得区分と補助額】		所得区分	授業料補助		入学金補助	
		令和7年度の 「市町村民税の課税標準額×6%－ 市町村民税の調整控除の額」※1	①就学支援金・ 高校生等臨時支援金(国)※2		②学費補助金(県)※3	
					補助上限額※6	
年 収 目 安 (モ デ ル 世 帯) ※4	生活保護世帯	令和7年1月1日現在で生活保護	396,000円 (通信制 297,000円)	72,000円 + 通信制 171,000円	211,000円	授業料：468,000円 入学金：211,000円
	住民税非課税世帯	「県民税・市町村民税の所得割額の 合算額」が0円				
	270万円～ 590万円未満	154,500円未満	118,800円	+	100,000円	授業料：468,000円 入学金：100,000円
	590万円～ 750万円未満	227,100円未満				
	750万円～ 800万円未満	251,100円未満			74,400円	授業料：193,200円
	多子世帯※5	251,100円未満			349,200円	授業料：468,000円
	800万円～ 910万円未満	304,200円未満				授業料：118,800円
	多子世帯※5	304,200円未満			349,200円	授業料：468,000円
910万円以上	304,200円以上				授業料：118,800円	

- ※1 父母の合計額です。年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。
政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。
生徒の生年月日が平成21年1月2日から4月1日の場合は、計算方法が異なります。詳細はリーフレットP2をご確認ください。
- ※2 年収目安910万円未満の世帯は就学支援金、910万円以上の世帯は高校生等臨時支援金の対象となります。
- ※3 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は学費補助金の対象となりません。
- ※4 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。
- ※5 23歳未満(対象：生年月日が平成14年4月2日以降)の扶養している子どもが3人以上いる世帯です。
- ※6 補助上限額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

所得基準をご確認されなくても、保護者等の個人番号12桁の数字を正確に入力すれば申請していただくことができます。補助対象となるかわからない場合でも、念のため申請されることをお勧めします。

(補助対象外となった場合、学校を通してご連絡します。)

「市町村民税の課税標準額」、「市町村民税の調整控除の額」は、次のいずれかで確認することができます。給与明細や源泉徴収票では確認することができません。(マイナポータル)

【マイナンバーカードをお持ちの方】

マイナポータル <https://myrna.go.jp/>

※「わたしの情報」ページでご確認いただくことができます。

【マイナンバーカードをお持ちでない方】

○ 令和7年度「(非)課税証明書」：市区町村の住民税の窓口で発行

※ 請求時に「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除の額」を記載して発行するよう必ず伝えてください。

○ 令和7年度「市町村民税・県民税 納税通知書」：自営業の場合、5,6月頃に市町村から配付

会社にお勤めの場合、以下の書類で「市町村民税の課税標準額」のみ確認することができます。

○ 令和7年度「市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書」：5,6月頃に勤務先から配付



※生徒・保護者ともに神奈川県内在住、かつ世帯年収約750万円前後～910万円前後で、生徒本人含め扶養している＜生年月日＞平成14年4月2日以降の子どもが3人以上いる世帯のみ提出（明らかに対象とならない場合等は、提出をご割愛ください）。

第1号様式別紙3

学校設置者 理事長（代表者） 殿

健康保険証等貼付台紙兼扶養誓約書

23歳未満の扶養している子ども3名（生徒本人含む）分の健康保険証または資格確認書（以下、「健康保険証等」という。）を提出します。

健康保険証等の写しを貼り付けた上で、
太枠の箇所を手書きで記載（□がある箇所は該当するものに✓を記入）してください。

整理番号 (学校記入)

学校名 藤嶺学園藤沢		課程 高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校高等課程	学科・分野 全日制 通信制 普通科
		学年 年	クラス 番号
保護者1 (申請者)	氏名	生徒との続柄 □父 □母 □その他（ ）	
保護者2	氏名	生徒との続柄 □父 □母 □その他（ ）	

<誓約欄> 次の事項を必ず確認の上、□に✓を記入してください。

✓必須

☒健康保険証等を提出した子どもについて、
健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係であることを誓約します。

(1人目) 生徒本人	氏名	生徒本人の 健康保険証等の写し貼付欄	
	生年月日	平成 年 月 日	※マイナ保険証の場合、マイナンバーカードの表面（顔写真がある側）の写しのみを貼付してください。裏面（個人番号の記載がある側）の写しは貼付しないでください。
	(健康保険法等における) 扶養者	□保護者1 □保護者2	※「資格情報のお知らせ」は提出書類として認められません。 ※保険者番号及び被保険者等記号・番号・二次元コードが読み取れないように黒塗りしてください。
(2人目) 23歳未満の扶養している子ども	氏名	23歳未満の扶養している子どもの 健康保険証等の写し貼付欄	
	生年月日	平成 年 月 日	※マイナ保険証の場合、マイナンバーカードの表面（顔写真がある側）の写しのみを貼付してください。裏面（個人番号の記載がある側）の写しは貼付しないでください。
	(健康保険法等における) 扶養者	□保護者1 □保護者2	※「資格情報のお知らせ」は提出書類として認められません。 ※保険者番号及び被保険者等記号・番号・二次元コードが読み取れないように黒塗りしてください。
(3人目) 23歳未満の扶養している子ども	氏名	23歳未満の扶養している子どもの 健康保険証等の写し貼付欄	
	生年月日	平成 年 月 日	※マイナ保険証の場合、マイナンバーカードの表面（顔写真がある側）の写しのみを貼付してください。裏面（個人番号の記載がある側）の写しは貼付しないでください。
	(健康保険法等における) 扶養者	□保護者1 □保護者2	※「資格情報のお知らせ」は提出書類として認められません。 ※保険者番号及び被保険者等記号・番号・二次元コードが読み取れないように黒塗りしてください。

<多子世帯の確認方法> (健康保険証等貼付台紙兼扶養誓約書 (第1号様式別紙3) による確認)

チェック

- ☐ 【申請者】必須記載事項に記載がある。
- ・ 「学校名」「課程」「学科、分野」「学年」「クラス」「保護者1 (2)」「誓約欄」
 - ・ 生徒本人及びその他扶養している子ども2人の「氏名」「生年月日」「扶養者」
- ☐ 健康保険証等の写しが3人分貼付されている。
- ・ 4人以上該当者がある場合でも3人分で構いません。
 - ・ マイナ保険証の場合、マイナンバーカードの表面の写しが貼付されていることをご確認ください。
 - ・ 「資格情報のお知らせ」は提出書類として認められません。(「資格確認書」は可)
- ☐ 生徒本人及びその他扶養している子ども2人(計3人)が要件を満たしている。
- ・ 令和7年度にあっては、次の者が該当します。

<生年月日> ← 健康保険証等の写しで確認してください。

平成14年4月2日以降 (令和7年度の条件)

- ☐ 健康保険証等の写し(3名分)の被保険者(世帯主)が保護者等と一致している。
- ・ 「保護者等」の記載内容は、学費軽減申請書と一致する必要があります。
ただし、国民健康保険の場合で世帯主が祖父母等、保護者等以外の場合、健康保険証を提出した子どもを保護者等が扶養していれば、世帯主と保護者等が一致していなくても構いません。
 - ・ マイナ保険証の写しを貼付している場合は、被保険者の記載がないため確認不要です。
- ☐ 健康保険証の次の項目を読み取れないよう黒塗りしてある。
- ・ 「保険者番号」「被保険者等記号・番号・(枝番)」「二次元コード」
 - ・ 申請者が黒塗りをしていない場合には、恐れ入りますが、学校において黒塗りをした上でご提出ください。

<確認箇所(健康保険証の例)>

(黒塗り前)

健康保険 家族(被扶養者)		令和6年4月10日交付
被保険者証	記号 12345678 番号 123 (枝番) 1	
氏名	神奈川 花子	
生年月日	平成16年8月10日 ←①	
性別	女	
認定年月日	令和2年4月1日	
被保険者氏名	神奈川 太郎 ←②	
事業所名称	株式会社 神奈川商事	
保険者番号	12345678	
保険者名称	〇〇保険協会 神奈川支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇町1-2-3	

(黒塗り後)

健康保険 家族(被扶養者)		令和6年4月10日交付
被保険者証	記号 [黒塗り] 番号 [黒塗り] (枝番) [黒塗り] ←③	
氏名	神奈川 花子	
生年月日	平成16年8月10日	
性別	女	
認定年月日	令和2年4月1日	
被保険者氏名	神奈川 太郎	
事業所名称	株式会社 神奈川商事	
保険者番号	[黒塗り] ←③	
保険者名称	〇〇保険協会 神奈川支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇町1-2-3	

- ① … 生年月日が**平成14年4月2日以降**か
- ② … 被保険者(世帯主)が保護者等と一致しているか
- ③ … 黒塗りされているか



神奈川県

KANAGAWA

返 還 不 要

お申込みは 高校入学後！

令和 7 年度

私立高等学校等

学 費 支 援

NEW! 令和7年度から対象を拡充しました

年収 **750** 万円未満
の世帯まで
授業料が実質無償化

最大

468,000円

多子世帯で

年収 **910** 万円未満

の世帯まで授業料が実質無償化

※多子世帯…23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯

最大

468,000円

住民税非課税世帯まで
入学金が実質無償化

最大

211,000円

年収910万円以上の世帯を対象に最大118,800円を支給する「高校生等臨時支援」については、リーフレットに記載していません。学校を通じて別にご案内いたします。

授業料等の返還時期や方法は
学校により異なりますので
学校に直接お問い合わせください。

年収に関わらず、リーフレットの内容をよく、ご確認ください。

高等学校等
就学支援金

学費補助金

神奈川県
高校生等
奨学給付金



発行/お問合せ

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話:045-210-3793(直通) 受付時間: 平日8:30~12:00、13:00~17:15

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



神奈川県 学費支援



県ホームページ

各制度の補助額

point!

年収は目安です。

審査の際は所得区分（住民税に基づく基準額を用いた計算の結果）で判断されます。

所得区分の確認方法は4ページをご覧ください。

	所得区分 (確認方法は4ページ参照)	授業料補助		入学金補助	補助上限額
		① 高等学校等就学支援金 (国の制度)	②学費補助金 (県の制度)	②学費補助金 (県の制度)	
年収目安「モデル世帯」	生活保護～住民税非課税世帯 令和7年1月1日時点で生活保護又は県民税・市町村民税の所得割額が0円(非課税)	396,000円 通信制 297,000円	72,000円 通信制 171,000円	211,000円	授業料 468,000円 入学金 211,000円
	270万円～590万円未満	154,500円 未満	+	100,000円	授業料 468,000円 入学金 100,000円
	590万円～750万円未満	227,100円 未満			
	750万円～800万円未満	251,100円 未満	+	74,400円	授業料 193,200円
	多子世帯	251,100円 未満	+	349,200円	授業料 468,000円
	800万円～910万円未満	304,200円 未満			授業料 118,800円
	多子世帯	304,200円 未満	+	349,200円	授業料 468,000円

※ モデル世帯…両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯

※ 多子世帯…23歳未満の扶養している子ども（令和7年度の条件：生年月日が平成14年4月2日以降）が3人以上いる世帯

※ 補助上限額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

対象となる制度をご確認ください。

高等学校等の所在地によって申請できる制度が異なります。

住 所	高校等所在地 ※1	①高等学校等就学支援金(国)	②学費補助金(県) ※2
[生徒・保護者等ともに] 県内在住	県内 設置	○	○
	県外 設置	○	×

※1 通信制の場合は本母校の所在地で判断します。県内の学習等支援施設（サポート校等）に通う場合でも、本母校が県外にある通信制高校に在学している場合は「県外設置」の扱いとなります。

※2 生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。

単身赴任により保護者の一方が県外在住（国内に限る）の場合も対象となります。

1

高等学校等就学支援金

● 国の制度 ○ 返還不要

お申込み

新1年生	2・3年生
4月/6月頃(2回)	6月頃

① 高等学校等就学支援金		
年収の目安	所得区分	授業料補助 (年額)
	令和7年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1	
生活保護	(令和7年1月1日時点で生活保護)	396,000円 (通信制297,000円)
非課税～ 590万円未満	154,500円未満	
590万円～ 910万円未満	304,200円未満	118,800円

私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるよう、授業料を補助する制度です。

- ▶ 私立高等学校等に通う生徒が対象となります。県外の私立高等学校等に通う場合は、学校が設置されている都道府県に申請します。
- ▶ 解雇や病気で働けないなど、やむを得ない理由(定年退職を除く)によって家計が急変した場合の家計急変支援制度もあります。

※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。年収はあくまで目安です。

令和7年4月～6月分の授業料補助については、令和6年度の税額で判定します。

2

学費補助金

○ 県の制度 ○ 返還不要

お申込み

全学年
6月頃

NEW! 令和7年度から対象を拡充しました

② 学費補助金			
年収の目安	所得区分	授業料補助 (年額)	入学金補助 (入学年度の1回のみ)
	令和7年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1		
生活保護～ 住民税非課税	令和7年1月1日時点で生活保護 又は 県民税・市町村民税の所得割額が0円 (非課税)	72,000円 (通信制171,000円)	211,000円
270万円～ 590万円未満	154,500円未満		100,000円
590万円～ 750万円未満	227,100円未満	349,200円	
750万円～ 800万円未満	251,100円未満	74,400円	
多子世帯※2	251,100円未満	349,200円	
800万円～ 910万円未満	304,200円未満	対象外	
多子世帯※2	304,200円未満	349,200円	

県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

- ▶ 生徒・保護者等とともに **県内** 在住、かつ **県内** 設置(通信制の場合、本部校が県内設置)の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。
- ▶ 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象となりません。

- ▶ **対象校** は県のホームページをご覧ください。



◀ 対象校一覧
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/gakuihojyo.html>

※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。年収はあくまで目安です。

※2 多子世帯とは23歳未満の扶養している子ども(令和7年度の条件:生年月日が平成14年4月2日以降)が3人以上いる世帯です。

生徒が早生まれの場合の
所得区分の算定について

生徒の生年月日が以下の表に該当し、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、「当該生徒を自己の扶養親族としている」保護者等の計算を次のとおり行い、所得区分を算出します。

「当該生徒を自己の扶養親族としている」
保護者等※の計算方法:

(市町村民税の課税標準額－33万円) × 6% － 市町村民税の調整控除の額

※「内」に該当しない保護者等の計算は、通常どおり「(市町村民税の課税標準額) × 6% － 市町村民税の調整控除の額」で行います。

生徒の生年月日	制度	上記計算を使用する補助対象期間
平成20年1月2日～4月1日	① 高等学校等就学支援金	令和7年4月分～令和7年6月分(3か月分) ※令和6年度の税額で算定
平成21年1月2日～4月1日	① 高等学校等就学支援金	令和7年7月分～令和8年6月分(12か月分) ※令和7年度の税額で算定
	② 学費補助金	令和7年4月分～令和8年3月分(12か月分) ※令和7年度の税額で算定

神奈川県高校生等奨学給付金

● 県の制度 ○ 返還不要

神奈川県にお住まいの高校生等の保護者等に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。（県外の私立高等学校等に通う場合も申請できます。）

次の①～③すべてに該当する世帯が対象です。

①保護者等が神奈川県に在住

②生徒等が令和7年7月1日現在、私立高等学校等（特別支援学校は除く）に在学

③「生活保護（生業扶助）を受けている世帯」又は

「保護者等全員の令和7年度の県民税・市町村民税所得割額の合計額が0円（非課税）の世帯」

※高等学校専攻科に通う生徒の受給要件については、県へお問い合わせください。

▶ 家計急変により、非課税相当となる世帯に対する給付もあります。



③ 神奈川県高校生等奨学給付金		支給単価
令和7年7月1日時点で生活保護の生業扶助を受けている		52,600 円
令和7年度の県民税・市民税所得割額が0円（非課税）※	全日制・定時制の学校	152,000 円
	通信制・専攻科の学校	52,100 円

※所得割額が0円（非課税）であれば、均等割額が課税されていても対象となります。

申請の方法

①

高等学校等
就学支援金

高校等に入学後、学校を通じて申請します。

※申請の具体的な方法は、学校を通じてご案内します。

②

学費補助金

■ 「高等学校等就学支援金」や「学費補助金」は、学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。学校によっては、いったん授業料を納め、後日返還する場合があります。

■ 返還の時期や方法は学校により異なりますので、詳細は 学校に直接お問い合わせください。

③

神奈川県
高校生等
奨学給付金

県内
の学校

▶ 申請書は学校が配付。 ▶ 申請書に記入し、添付書類とともに 学校へ提出。

県外
の学校

▶ 申請書は申請者自身が県のホームページから取得。（令和7年6月下旬以降更新予定）
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syougakukyuuuhukinn.html>

▶ 申請者自身が添付書類とともに県へ直接郵送。



申請書ホームページ▶



補助対象かわからない場合でも、念のため申請することをお勧めします。
所得区分を確認しなくても申請いただくことができます。

所得区分の確認方法

マイナンバーカードを **お持ちの方**

マイナポータル「おかね【税・所得】」で
次の欄を確認してください。

確認欄 **課税所得額(課税標準額)** **市町村民税 調整控除額**

2 へ

マイナンバーカードを **お持ちでない方**

課税証明書(市町村で発行)をご用意ください。

課税証明書は **調整控除の額を記載** する形で申請してください。

1 へ

1 市町村民税の「課税標準額(課税所得額)」と「調整控除の額」を確認します。

1. 課税標準額(課税所得額)の確認方法

課税証明書 記載例1

課税標準額	
総所得	〇〇〇〇〇〇円
上記以外の課税所得金額	〇〇〇〇〇〇円

※総所得以外の欄に金額がある場合は、その金額の合計額を計算に使用します。

課税証明書 記載例2

課税標準額	〇〇〇〇〇〇円
-------	---------

point!

市町村により様式が異なります。課税標準額が摘要欄や欄外に記載されることもあります。

参考【特別徴収税額通知書の場合】

※特別徴収税額通知書では「調整控除の額」が確認できません。課税証明書又はマイナポータルで確認してください。

特別徴収税額通知書 記載例

総所得③	〇〇〇〇〇〇円
山林所得	〇〇〇〇〇〇円
分離短期譲渡	〇〇〇〇〇〇円
分離長期譲渡	〇〇〇〇〇〇円
株式等の譲渡	〇〇〇〇〇〇円
上場株式等の配当金	〇〇〇〇〇〇円
先物取引	〇〇〇〇〇〇円

全項目の合計額が「課税標準額」

2. 調整控除の額の確認方法

point!

市町村によっては、申出がある場合にのみ記載するところもあるので、「調整控除の額」を記載して発行するように申請してください。摘要欄、備考欄等に記載されることがあります。

2 課税標準額、調整控除の額を用いて以下の計算をします。※2、3

市町村民税の課税標準額

× **6%** -

市町村民税の調整控除の額 ※1

※1 政令指定都市の場合は調整控除の額に 3/4 を乗じます。

※2 生徒が早生まれの場合は2ページ「生徒が早生まれの場合の所得区分の算定について」をご確認ください。

※3 父母それぞれ別に計算し、計算結果を合算します。

計算の結果、**父母の合計 が 304,200円 未満** ですか？

はい

いいえ 「高校生等臨時支援」に該当します※4

3 生徒・保護者等ともに神奈川県在住、かつ生徒は県内の私立高等学校等に在学していますか？

はい

いいえ ①「高等学校等就学支援金」の対象です

4 ②の計算結果が251,100円未満ですか？

はい

いいえ

5 23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯ですか？

はい

いいえ ①「高等学校等就学支援金」の対象です

①「高等学校等就学支援金」 ②「学費補助金」の対象です。

補助額は②の計算結果によって異なります。詳しくは2ページをご覧ください。

※4 「高校生等臨時支援」については、リーフレットに記載していません。学校を通じて別にご案内いたします。

その他の制度

学費支援を必要としている方に対し、貸付けの制度や、高校卒業後、大学等へ進学する方向けの支援制度があります。それぞれ、応募資格や支給額等が異なりますので、詳しくは各お問合せ先に、ご確認ください。

無利子の貸付制度(返還必要)

神奈川県高等学校奨学金

各学校の奨学金担当者、または
神奈川県教育委員会財務課 TEL:045-210-8251

制度内容

学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に奨学金の貸付けを行う制度

貸付対象

- 県内に在住し、県内の高等学校等*に在学する者
*(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部)
- 保護者が県内に在住し、
高等学校等または専修学校の高等課程に在学する者

貸付内容(私立)

貸付額

- ▶ 新1年生：月額1万円、2万円、3万円、4万円、5万円から選択
- ▶ 2年生以上：月額1万円、2万円、3万円、4万円から選択
(2年生以上で、4万円では学資が不足する場合、月額に1万円の加算をする制度があります。)

貸付方法

- ①7月下旬(4～9月分) ②10月下旬(10～12月分)
- ③1月下旬(1～3月分)に本人が指定した金融機関口座に振込みます。

返還方法

開始：卒業後6か月経過した後から

返還期間：貸付期間の4倍以内の期間

猶予：進学した場合等に申請により返還猶予が可能。

免除：一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

申込手続

募集案内、願書等の入手方法：学校で担任の先生などから。
または神奈川県教育委員会のホームページからダウンロード。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

- 連帯保証人が原則2人必要(保護者1人と別生計の者1人)。
※借用証書とともに連帯保証人の印鑑登録証明書を提出。
- 定期採用の募集は4月です。
各学校が定める期限までにお申込みください。
- 年度途中で奨学金の貸付けが必要になった場合は、随時受付を行います。

交通遺児育英会奨学金

公益財団法人 交通遺児育英会
TEL:0120-521286 (フリーダイヤル)
<https://www.kotsuiji.com/>

制度内容

経済的に修学が困難な生徒のための貸付け(一部給付制度あり)

貸付対象

- 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、
著しい後遺障害で働けない場合

母子父子寡婦福祉資金

(修学資金、就学支度資金等) ※一部有利子

市にお住まいの方 ▶ 各市役所(福祉事務所)・区役所
町村にお住まいの方 ▶ 県の各保健福祉事務所

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/index.html>

制度内容

扶養している児童や子の修学等に当たって経済的に援助を必要としている方に対し、福祉資金の貸付けを行う制度

貸付対象

- 母子家庭、父子家庭、寡婦家庭

生活福祉資金(教育支援資金)

※返済期限を過ぎた場合には延滞利子が発生します。

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

TEL:045-534-6082

https://www.knsyk.jp/service/fukushi-shikin/kashitsuke_kyoiku

制度内容

高等学校等への進学や通学に必要な経費を貸付け

貸付対象

- 金融機関や他制度等からの借入が困難な低所得世帯等

高校卒業後、大学等へ進学する方向けの支援制度(返還不要)

高等教育の修学支援新制度

授業料・入学金の免除・減額と、返還を要しない給付型奨学金により、大学、短期大学、高等専門学校(4年・5年)、専修学校(専門課程)に通う学生を支援する制度

詳細は
文部科学省ホームページを
ご確認ください▶

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



給付型奨学金についての問合せ先: 独立行政法人日本学生支援機構

TEL: 0570-666-301 (ナビダイヤル)

月曜～金曜: 9時00分～20時00分(土日祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

※貸与・給付型奨学金に関する手続きのスケジュール等については在学中の高等学校等または、
進学先の大学等の奨学金担当窓口にお問い合わせください。



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。 SDGs 未来都市 神奈川県

Kanagawa committed to SDGs



これから就学支援金を申請する方々へ

令和7年3月25日以降

神奈川県版

高等学校等就学支援金の手続には オンライン申請が便利です！

申請しない場合も、7月8日（火）までに、必ず「ログイン」「意向ご登録」ください。
（全員手続きが必要です。申請しない方は手順2、申請する方は手順6まで完了してください。）



オンライン申請のメリット

- ✓ パソコンやスマートフォンで、どこでも手続きができます
- ✓ 登録内容の**確認・変更が簡単**です
- ✓ マイナンバーカードがあれば、**審査期間を短縮**できます



申請は[こちら](#)から

申請手順【〆切 7月8日（火）】

1 ログイン

学校から配布される
ID・パスワードを入力します。

2 意向登録

支給を希望するかどうかを
選択します。（希望しない方はここまで）

3 生徒情報の確認

学校で登録された情報から
変更がないか確認します。

4 保護者情報の入力

審査対象の保護者を確認し、
氏名や生年月日等を入力します。

5 収入状況の登録

審査に必要な課税地情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、裏面をご覧ください。

6 提出

確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了です。
審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。
※メールアドレスを登録した場合は、お知らせのメールも送信されます。

申請手順（5.収入状況の登録）

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

I マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票を持っている場合

都道府県で課税情報等を確認するため、**保護者等の個人番号12桁の数字を正確に入力**します。

●個人番号を入力する

申請先の都道府県等を使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有している場合は、こちらを選択してください。

個人番号 必須

123456789012

正確に入力してください！

間違えた場合は課税証明書を学校に提出します。



II I が難しい場合

書面で、保護者等の課税証明書又はマイナンバーカードの写し等を学校に提出します。



留意事項

- ✓ 保護者全員の個人番号（マイナンバー）の入力が必要です！
「配偶者控除」を受けている保護者についても入力が必要です。
ひとり親の場合以外は省略できません。
- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。
 - ・ 申請者向け利用マニュアル（本紙）
 - ・ よくあるFAQ（2月下旬掲載予定）
 - ・ オンライン申請の説明動画（学校HP「在校生・保護者の皆様へ」に掲載しています。）
- ✓ 書面での申請を希望する場合は、学校の案内に従ってください。
- ✓ 問合せ先 藤嶺学園藤沢高等学校 事務室 佐藤

電話 0466-23-3150
E-mail jimmu@tohrei-fujisawa.ed.jp



[文部科学省HP](#)

オンライン申請手引き【申請〆切7月8日】

1 用意するもの

- ①スマホ又はパソコン
- ②ログインID通知書
(本日配付)

オンライン申請はインターネット環境で行います。

スマホの場合
QRコード



パソコンの場合
URL

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

2 オンライン申請の手順

オンライン申請は、次の3つの手順で行います。

手順1

ログイン

○入力する内容

- ・ログインID
- ・パスワード

本日配付

手順2

意向登録

申請をする？
しない？

○選択する内容

- ・確認事項(3箇所 ☒)
- ・意向確認(選択 ☒)

手順3

認定申請

保護者
氏名等登録

○入力・選択する内容

- ・郵便番号、住所
- ・在学期間、休学期間
- ・在学期間、休学期間 ※
- ・親権者(両親)等の名前、
生年月日、課税地

※前籍校がある場合

手続完了！！

手順1

ログイン

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

ログイン

高等学校等就学支援金 ログインID通知書

ログインID	12345678
パスワード	Abc123def

ログインID

パスワード

言語(Language)

日本語

ログイン

本日配付の「ログインID通知書」から「ログインID」、「パスワード」を入力してください。

◆対応言語
日本語
英語(English)

- ①「ログインID」を入力
- ②「パスワード」を入力
- ③「ログイン」ボタンを押す

手順2

意向登録

各種申請

当年度の就学支援金はこちらからお申し込みいただけます。

申請の意向登録
画面に進みます。

1

意向登録

認定申請

保護者等情報変更
届出

高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。

高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

高等学校等就学支援金申請に係る保護者等情報の変更を届け出ます。

- ①「意向登録」ボタンを押す



✓ 確認事項

以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。

必須

2

- ☒ 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- ☒ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、高等学校等就学支援金は受給できず、授業料を納付する必要があります。
- ☒ 高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、必ず受給資格認定を4月中の学校が定める期限までに申請して下さい。5月以降学校へ受給資格認定申請のあったときは、受給資格認定申請のあった月からの支給となり、遡って受給することはできません。

② 「確認事項」を確認のうえ、3つとも☑する

✓ 意向確認

どちらかを選択してください。

必須

申請する

- ☒ 高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、個人番号カードの写し等を提出いたします。

? 認定を受けた者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。

申請しない

- ☐ 所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、4月に受給資格認定申請書を提出しません。

! 通知はありません。

＜ マイページに戻る

4

入力内容確認

③ 「申請する」または「申請しない」を選択する

④ 「入力内容確認」(オレンジ色になる)ボタンを押す

意向登録確認



登録内容

高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、個人番号を提出いたします。

＜ 意向登録に戻る

5

本内容で登録する

押すと登録画面に戻ることはできません。
「申請する」「申請しない」の登録を誤った場合は、学校の事務室までご連絡ください。

⑤ 内容を確認し、「本内容で登録する」ボタンを押す

意向登録結果



以下の内容で登録されました。

意向ありの場合、中央の「続けて受給資格認定申請を行う」またはメニューの「認定申請」より、受給資格認定の申請を行ってください。

意向なしの場合、以上で登録完了となります。

受付番号	申請内容
R-21-008-03-0001-0001	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、個人番号を提出いたします。

＜ マイページに戻る

6

続けて受給資格認定申請を行う ＞

⑥ 「続けて受給資格認定申請を行う」ボタンを押す

手順3

認定申請

生徒情報

氏名	支援 太郎	1
ふりがな	しえん たろつ	
生年月日 必須	2021年12月28日	
郵便番号 半角 必須	100-8959	2
住所(都道府県) 必須	東京都	
(市区町村) 全角 必須	千代田区	
(町名・番地) 全角 必須	霞ヶ関11111	
(建物名・部屋番号) 全角	(例) ○○○マンション○○○号室	
メールアドレス 半角	manual@mext.go.jp	

1 確認する

2 入力する

◆生徒自宅情報

- ・郵便番号
- ・住所(都道府県)
- ・住所(市区町村)
- ・住所(町名・番地)
- ・(建物名・部屋番号)
- ・メールアドレス

3 学校情報入力

マイページに戻る

③ 「学校情報入力」ボタンを押す

高等学校等の在学期間について

高等学校等の在学期間についての注意

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名称	茨城県立〇〇高等学校	
在学期間 必須	2025年04月01日	～ 現在
うち支給停止期間 必須	☐ あり ☒ なし	
学校の種類・課程・学科	市町村立 高等学校(定時制)	

「2025年4月1日」※動かさないでください。

「なし」※動かさないでください。

過去に別の高等学校等に在学していた期間について

下記(※)参照

開く

+

認定申請登録(生徒情報)に戻る

4 保護者等情報入力

④ 「保護者等情報入力」ボタンを押す

※過去に別の高等学校等に在学していた場合、「開く」から入力画面へ移行し、学校名・在学期間等を入力してください。
 入力方法等不明な場合は、学校の事務室までご連絡ください。



収入状況の提出が必要な方を確認するために以下の質問について該当するものを選択してください。

Q1. 親権者はいますか。

・親権者2人(父母)

・親権者1人(父または母)

※ 親権者はいるが、生徒の学費等の負担をしていない場合は、学校の事務室までお問い合わせ願います。

親権者はいます。

以下に該当する場合は。

- ①両親がいる場合
- ②親権者が1人の場合 等

5

親権者はいません。

以下に該当する場合は。

- ①未成年後見人が選任されている場合
- ②親権者又は未成年後見人が存在しない場合
- ③成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
- ④親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

・父母がいなく(祖父、祖母、叔父、叔母、兄、姉等)が生徒の学費等を負担している場合

⑤ 「親権者」の有無を選択する

◆各質問に回答すると、下図の流れに沿って次の質問が表示されます

収入状況の提出が必要な保護者等の質問一覧

→ はい ... いいえ

Q1.親権者はいますか※1

Q2.親権者2名分の収入状況を提出することはできますか

親権者2名※2

親権者1名※2

Q6.未成年後見人はいますか※1

Q3.主たる生計維持者がいますか※4

Q4.主たる生計維持者の収入状況を提出することはできますか

主たる生計維持者
(1名～5名)

Q5.生徒本人の収入状況を提出することはできますか

生徒本人

Q7.未成年後見人は扶養義務を負う方ですか※3

Q8.未成年後見人の収入状況を提出することはできますか

未成年後見人
(1名～5名)

※1 生徒が成人(18歳以上)である場合、「いいえ」を選択してください。

※2 次の場合、該当する親権者の収入状況の提出は必要ありません。

- ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
 - ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等
- 詳細は、学校に御相談ください。

※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。

※4 親権者・未成年後見人が存在せず、生徒の生計をその収入により維持している者がいる場合に「はい」を選択します。

親権者(両親)2名分の収入状況を提出します。

保護者等情報 (1人目)

個人情報
 姓<漢字> 名<漢字>
 姓<ふりがな> 名<ふりがな>
 生年月日 電話番号
 メールアドレス 生徒との続柄

収入状況提出方法
☐ 個人番号カードを使用して課税情報を提出する
☒ 個人番号を入力する
☐ システム外で個人番号カードの写し等を提出する

都道府県
市区町村

☐ 日本国内に住所を有していない。

保護者等情報 (2人目)

個人情報
 姓<漢字> 名<漢字>
 姓<ふりがな> 名<ふりがな>
 生年月日 電話番号
 メールアドレス 生徒との続柄

収入状況提出方法
☐ 個人番号カードを使用して課税情報を提出する
☐ 個人番号を入力する
☐ システム外で個人番号カードの写し等を提出する

都道府県
市区町村

☐ 日本国内に住所を有していない。

6

8

7

×

×

II

親権者2人目は
こちらに入力して
ください。

2025.1.1現在の住民票所在地を入力
(2025.1.1以降転居した場合は注意！！)

※海外居住で住民税課税されていない場合に☑する。

< 認定申請登録(学校情報)に戻る

入力内容確認
(一時保存)

- ⑥ 保護者等の姓名、生年月日、続柄等を入力
- ⑦ 課税地を入力(2025.1.1現在の住民票所在地)
- ⑧ 次の3つのうち、2つめの「**個人番号を入力する**」を選択
- ➡ 選択しマイナンバーを入力し「**入力内容確認(一時保存)**」ボタンを押す。➡ 8ページへ
- ✖ 「個人番号カードを使用して課税情報を提出する」は選択しないでください。
- ✖ 「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」は選択しないでください。
- ◎ 親権者2人目がいる場合は、右側を同様に入力する

個人番号を入力する場合の手順は以下のとおりです。

認定申請登録（保護者等情報）画面

1 個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

個人番号 **必須**

(例) 1234 5678 9012

I 本人確認用画像 **必須**

生徒本人の i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所が記載されている書類を画像で添付してください。
(例：個人番号カード、個人番号が記載された住民票)

添付できるファイルには、以下の制限があります。

- ・ 1ファイルで添付してください。
- ・ サイズは3MB以下としてください
- ・ 形式は、JPEG形式(拡張子.jpeg, .jpg)又はPDF形式としてください

ファイル名

ファイルを選択 選択されていません

☐ システム外で個人番号カードの写し等を提出する

上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

2 課税地情報 **必須**

上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合には、□にチェックを付けてください。

都道府県

--選択してください--

市区町村

--選択してください--

III ☐ 日本国内に住所を有していない。

←マイナンバーを入力する欄が出ますので、
12桁の数字を正確に入力してください。
先に進む前に正しく入力できているか**再確認してください。**
間違えた場合は課税証明書を学校に提出することになってしまいます。

手順

- 1 個人番号カード等で本人確認を行い、保護者等の個人番号を入力します。
- 2 課税地を選択します。
- 3 「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。

補足

- I **保護者等の個人番号**を入力した場合は画像のアップロードは**不要です**。
生徒本人の個人番号を入力した場合**のみ**表示されます。
- II 課税地は**2025年の1月1日現在**の住民票の届出住所となります。
(2025年1月1日以降転居した場合は注意!)
- III 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。
チェックした場合、課税地の選択は不要です。

< 認定申請登録（学校情報）に戻る

入力内容確認
(一時保存)



9

申請情報	
申請日	
生徒情報	
氏名	支援 太郎
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2021年12月28日
郵便番号	100-8959
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	霞ヶ関11111
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	manual@mext.go.jp
学校情報	
現在通っている高等学校等の在学期間について	
学校の名称	茨城県立〇〇高等学校
在学期間	2025年04月01日 ～ 現在
うち支給停止期間	
学校の種類・課程・学科	市町村立 高等学校 (定時制)

確認事項

以下の内容を確認の上、□にチェックをつけてください。 必須

10

☒ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

☒ 「メールアドレスの利用目的および注意事項」を理解し、メールアドレス登録に同意します。

メールアドレスの利用目的および注意事項

☒ 本申請の個人番号及び本人確認画像は、就学支援金の支給に必要な手続きの過程で使用します。

☒ 本申請内容は、事実に相違ありません。

☒ 本申請に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給を不正に受領した場合は、懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあります。

メールアドレス、個人番号についての確認事項は、それぞれの情報を入力した場合のみ表示されます。

前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(保護者等情報)に戻る」をクリックします。

< 認定申請登録(保護者等情報)に戻る

本内容で申請する

11

- ⑨ 生徒情報、学校情報、保護者等情報が正しいことを確認する
- ⑩ 内容を確認し、全てチェックする
- ⑪ 「本内容で申請する」ボタンを押す

高校生等臨時支援金

○ 臨時支援金の概要

(1) 受給資格

就学支援金が所得制限により対象外となった場合など、就学支援金の受給資格を認められない期間がある高等学校等に在学する生徒または学生であること

ただし、以下の者は除く

- ① 日本国内に住所を有しない者
- ② 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した者
- ③ 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は48月）を超える者

(2) 算定対象期間及び支給額

令和7年4月1日から令和8年3月31日の年額118,800円※

※ 当該生徒が令和7年度中に高等学校等就学支援金の支給を受ける月がある場合や、在学期間等の勘案すべき事情がある場合には、必要な調整を行う。

(3) 支給方法

臨時支援金の支給は、支給対象高等学校等の設置者が、受給権者の同意を得た上で、受給権者に代わって臨時支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることをもって行われます。

県から学校へは、12月頃に交付する予定です。

(4) 申請時期及び申請方法

全学年、就学支援金の定時申請（7月）時に、就学支援金の判定情報等の利用に同意することで、臨時支援金も併せて申請することができます。

■生徒・保護者等が e-Shien で就学支援金の申請を行う場合

臨時支援金の申請のため、6月27日（金）に e-Shien の改修が予定されています。就学支援金の申請後に、併せて臨時支援金の申請意向確認や学校設置者の代理受領等について同意をします。

e-Shien 【臨時支援金申請意向登録への遷移画面】

認定申請登録結果



本システムによる受給資格認定申請の手続きは以上で終了となります。

受付番号

R-25-079-02-0001-0193

続いて、以下の「臨時支援金意向登録」ボタンを押して、次の画面へお進みください。

※ここでブラウザを閉じると、臨時支援金の申請を続けて出来なくなります。その場合は、学校へお問い合わせください。

1

← マイページに戻る

臨時支援金意向登録

※ 生徒・保護者等が臨時支援の意向確認画面を誤って閉じてしまった場合、生徒・保護者等において意向の登録を行うことができません。

✓ 高校生等臨時支援金申請の意向確認

どちらかを選択してください。 必須

1

☒ ①高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。

☐ ②高校生等臨時支援金の支給を受ける意思がないので、臨時支援金は申請しません。

✓ 高校生等臨時支援金受給資格認定に係る同意事項

次の事項を確認の上、全てにチェックをつけてください。

2

☒ 臨時支援金の認定事務のために、高等学校等就学支援金の令和7年度に必要な認定情報等を利用することに同意します。

☒ 臨時支援金代理受領同意書
学校設置者が、私に支給される臨時支援金を代理受領することに同意します。

☒ 確認事項
臨時支援金を授業料に充てるとともに、臨時支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

3

登録内容確認

認定申請登録結果

12



生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報
入力 保護者等情報
収入状況取得 入力内容確認 申請完了

本システムによる受給資格認定申請の手続きは以上で終了となります。

受付番号

R-25-008-03-0001-0001

[マイページに戻る](#)

⑫ 申請の登録結果が表示されます。

補足

審査結果については、後日、学校から通知が届きます。

以上で受給資格認定申請は完了です。
お疲れさまでした。



認定状況

意向登録状況、及び、毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	2025年01月04日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	2025年01月04日	受給資格認定申請	審査中	表示

・「表示」を押すと、申請した内容、審査状況等の詳細を見ることができます。

・登録画面に戻ることはできません。登録内容に誤りを見つけた場合は、学校事務室までご連絡ください。